たもの（以下「平成二十九年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(14)　平成三十年度補正予算債

ア　公共事業等（平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年八月三日閣議決定）及び平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年九月七日閣議決定）に係るものに限る。）並びに熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（平成三十年度一般会計補正予算（第一号）及び平成三十年度一般会計補正予算（第二号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(15)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費（令和元年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(16)　令和二年度補正予算債

ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（令和二年度補正予算（第三号）

［イ・ウ　同上］

(15)　平成三十年度補正予算債

ア　熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　同上］

(16)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　同上］

(17)　令和二年度補正予算債

ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的